

10. 資料（別表2：身体障害者程度等級表）

別表2

身体障害者程度等級表（身体障害者福祉法施行規則 別表第5号）

級 別		1 級	2 級
視覚障害		（視力障害） 視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの	（視力障害） 1.視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2.視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの （視野障害） 3.周辺視野角度（I/4 視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（I/2 視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
聴覚又は平衡機能障害	聴覚障害		両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）
	平衡機能障害		
音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障害			
肢体不自由	上肢	1.両上肢の機能を全廃したもの 2.両上肢を手関節以上で欠くもの	1.両上肢の機能の著しい障害 2.両上肢のすべての指を欠くもの 3.一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4.一上肢の機能を全廃したもの
	下肢	1.両下肢の機能を全廃したもの 2.両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1.両下肢の機能の著しい障害 2.両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
	体幹	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	1.体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2.体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの 移動機能 不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの 不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
内部障害	心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	
	じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	
	呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	
	ぼうこう又は直腸の機能障害	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の	

10. 資料（別表2：身体障害者程度等級表）

	能障害	辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	
	小腸機能障害	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
	肝臓機能障害	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
級 別		3 級	4 級
視覚障害		<p>(視力障害)</p> <p>1.視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。)</p> <p>2.視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの</p> <p>(視野障害)</p> <p>3.周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度が 56 度以下のもの</p> <p>4.両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの</p>	<p>(視力障害)</p> <p>1.視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。)</p> <p>2.周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの</p> <p>3.両眼開放視認点数が 70 点以下のもの</p>
聴覚又は平衡機能障害	聴覚障害	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	<p>1.両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話言語を理解し得ないもの)</p> <p>2.両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50 パーセント以下のもの</p>
	平衡機能障害	平衡機能の極めて著しい障害	
音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	音声機能、言語機能又は、そしゃく機能の著しい障害
肢体不自由	上肢	<p>1.両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの</p> <p>2.両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの</p> <p>3.一上肢の機能の著しい障害</p> <p>4.一上肢のすべての指を欠くもの</p> <p>5.一上肢のすべての指の機能を全廃したもの</p>	<p>1.両上肢のおや指を欠くもの</p> <p>2.両上肢のおや指の機能を全廃したもの</p> <p>3.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの</p> <p>4.一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの</p> <p>5.一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの</p> <p>6.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの</p> <p>7.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの</p> <p>8.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害</p>
	下肢	<p>1.両下肢をショパール関節以上で欠くもの</p> <p>2.一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの</p> <p>3.一下肢の機能を全廃したもの</p>	<p>1.両下肢のすべての指を欠くもの</p> <p>2.両下肢のすべての指の機能を全廃したもの</p> <p>3.一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの</p> <p>4.一下肢の機能の著しい障害</p>

10. 資料（別表2：身体障害者程度等級表）

			5.一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6.一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
	体幹	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	移動機能	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
内部障害	心臓機能障害	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ぼうこう又は直腸の機能障害	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	小腸機能障害	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	肝臓機能障害	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

級別	5級	6級
視覚障害	(視力障害) 1.視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの (視野障害) 2.両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3.両眼中心視野角度が56度以下のもの 4.両眼開放視認点数70点を超えかつ100点以下のもの 5.両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	(視力障害) 視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの

10. 資料（別表2：身体障害者程度等級表）

級別		5 級	6 級	
聴覚又は平衡機能障害	聴覚障害		1.両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの (40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2.一側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの	
	平衡機能障害	平衡機能の著しい障害		
音声機能・言語機能またはそ しゃく機能の障害				
肢 体 不 自 由	上肢	1.両上肢のおや指の機能の著しい障害 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、 いずれか一関節の機能の著しい障害 3.一上肢のおや指を欠くもの 4.一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5.一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1.一上肢のおや指の機能の著しい障害 2.ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3.ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	
	下肢	1.一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2.一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3.一下肢が健側に比して 5 センチメートル以上 又は健側の長さの 15 分の 1 以上短いもの	1.一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2.一下肢の足関節の機能の著しい障害	
	体幹	体幹機能の著しい障害		
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの
		移動機能	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
	内 部 障 害	心臓機能障害		
		じん臓機能障害		
呼吸器機能障害				
ぼうこう又は直腸の機能障害				
小腸機能障害				
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害				
肝臓機能障害				

10. 資料（別表2：身体障害者程度等級表）

級別		7 級	
視覚障害			
聴覚又は平衡機能障害	聴覚障害		
	平衡機能障害		
音声機能・言語機能またはそ しゃく機能の障害			
肢 体 不 自 由	上肢	1.一上肢の機能の軽度の障害 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3.一上肢の手指の機能の軽度の障害 4.ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5.一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6.一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	
	下肢	1.両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2.一下肢の機能の軽度の障害 3.一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4.一下肢のすべての指を欠くもの 5.一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6.一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	
	体幹		
	乳幼児期以 前の非進行 性の脳病変 による運動 機能障害	上肢 機能	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
移動 機能		下肢に不随意運動・失調等を有するもの	
内 部 障 害	心臓機能障害		
	じん臓機能障害		
	呼吸器機能障害		
	ぼうこう又は直腸の機能障害		
	小腸機能障害		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害			

※身体障害者手帳の交付は、1級～6級までです。

10. 資料（別表2：身体障害者程度等級表）

備 考	<p>1. 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。</p> <p>2. 肢体不自由においては、7級に該当する障害が二⇒以上重複する場合は、6級とする。</p> <p>3. 異なる等級について二以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。</p> <p>4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいう。</p> <p>5. 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。</p> <p>6. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。</p> <p>7. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。</p>
--------	--

10. 資料（別表3：日常生活用具一覧表）

別表3 日常生活用具一覧表

1. 介護・訓練支援用具				
種目	給付等の対象	性能	耐用年数	限度額(円)
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者 寝たきりの状態にある難病患者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000
特殊マット	重度知的障害者(児) 下肢又は体幹機能障害2級以上の児童(原則として3歳以上) 下肢又は体幹機能障害1級で、常時介護を要する障害者 寝たきりの状態にある難病患者	じよくそう 褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級で、常時介護を要する障害者(児)(原則として学齢児以上の者) 自力で排尿できない難病患者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000
入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上で、入浴に介助を要する障害者(児)(原則として3歳以上の者)	障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400
体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上で、下着交換等に介助を要する障害者(児)(原則として学齢児以上の者) 寝たきりの状態にある難病患者	介助者が障害者(児)の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者(児)(原則として3歳以上の者) 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者	介護者が容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型等住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000
訓練椅子	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童(原則として3歳以上の者)	原則として附属のテーブルを付けるものとする。	5年	33,100
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童(原則として学齢児以上の者) 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200

2. 自立生活支援用具				
種目	給付等の対象	性能	耐用年数	限度額(円)
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者(児)で、入浴に介助を要するもの(原則として3歳以上の者) 入浴に介助を要する難病患者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、容易に使用し得るもの。ただし、住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000
便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者(児)(原則として学齢児以上の者) 常時介護を要する難病患者	容易に使用し得るもの(手すりを付けることができる)。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。	8年	4,450
T字状・棒状のつえ	移動等において介助を必要とする障害者(児)(原則として3歳以上の者)	容易に使用し得るもの	3年	木製 2,266 軽金属製 3,090
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする障害者(児)(原則として3歳以上の者)	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 必要な強度と安全性を有するもの イ 転倒防止、立ち上がり動作補助、移乗動作補助段差解消等の用具とする。 ただし、住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000
車椅子用段差異降機	常時車椅子を使用する者	地面と屋内床面の高低差が1m程度の場合において、車椅子に乗ったままの状態で見降可能なもの	10年	260,000
頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒するおそれのある者 重度知的障害者(児)又は精神障害者(児)で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	スポンジ・革 12,768 スポンジ・革・プラスチック 30,870
特殊便器	重度知的障害者(児)で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの 上肢障害2級以上の障害者(児)(原則として学齢児以上の者) 上肢機能に障害がある難病患者	足踏みペダルで温水温風を出すことができるもの及び知的障害者(児)を介護するものが容易に使用し得るもの。ただし、住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200

10. 資料（別表3：日常生活用具一覧表）

2. 自立生活支援用具				
種目	給付等の対象	性能	耐用年数	限度額(円)
トイレチェアー	頸髄損傷等により、通常の便座上では座位を保てない者	椅子用の形状をし、座位を保ったまま排便が可能なもの	8年	81,000
火災警報器	重度知的障害者(児) 身体障害2級以上の障害者(児)で、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500
自動消火器	重度知的障害者(児) 身体障害2級以上の障害者(児)及び難病患者で、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700
電磁調理器	重度知的障害者 2級以上の視覚障害者で、盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。	容易に使用し得るもの	6年	41,000
歩行時間延長 信号機用小型 送信器	2級以上の視覚障害者(児) (原則として学齢児以上の者)	容易に使用し得るもの	10年	7,000
視覚障害者用 誘導装置	視覚障害者であって、音声による誘導を必要とする者	音声による目的物(位置)等の確認が可能となるもの	10年	56,000
携帯用 信号装置	聴覚障害者(児)であって、視覚・触覚によらなければ呼出し等に応じることができない者	送信機と受信機を1組とし、送信機による合図(呼出し)が触覚等により知覚できるもので携帯可能なもの	10年	18,000
聴覚障害者用 屋内信号装置	2級の聴覚障害者 (聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る。)	音・音声等を、視覚や触覚等により知覚できるもの	10年	87,400

3. 在宅療養等支援用具				
種目	給付等の対象	性能	耐用年数	限度額(円)
透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で、自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者 腎臓機能障害3級以上の障害児(原則として3歳以上の者)	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害者(児)で、必要と認められるもの(原則として学齢児以上の者) 呼吸器機能に障害のある難病患者	容易に使用し得るもの	5年	36,000
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害者(児)で、必要と認められるもの(原則として学齢児以上の者) 呼吸器機能に障害のある難病患者	容易に使用し得るもの	5年	56,400
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するもの	5年	157,500
正弦波インバーター発電機	吸器機能障害3級以上若しくは同程度の身体障害者(児)又は呼吸器機能に障害のある難病患者であって、常時、人工呼吸器又は電気式たん吸引器を使用している者(いずれかの用具の給付を受けた者を除く。)	ガソリン又はガスポンプ等で作動する正弦波インバーター発電機で、介助者が容易に使用し得るもの	6年	100,000
ポータブル電源(蓄電池)		蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、介助者が容易に使用し得るもの	6年	100,000
DC/ACインバーター(カーインバーター)		自動車用バッテリー等の直流電源を正弦波交流電源に交換する装置で、介助者が容易に使用し得るもの	6年	50,000
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	容易に使用し得るもの	10年	17,000
盲人用体温計(音声式)	2級以上の視覚障害者(児)(原則として学齢児以上の者で、盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	容易に使用し得るもの	5年	9,000
盲人用体重計	2級以上の視覚障害者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	容易に使用し得るもの	5年	18,000

10. 資料（別表3：日常生活用具一覧表）

4. 情報・意思疎通支援用具				
種目	給付等の対象	性能	耐用年数	限度額(円)
携帯用 会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者(児)又は肢体不自由者(児)で、発声・発語に著しい障害を有するもの(原則として学齢児以上の者)	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、容易に使用し得るもの	5年	98,800
情報・通信 支援用具	上肢障害2級以上の障害者及び2級以上の視覚障害者	上肢障害者 1 インテリキー(障害に合わせることができる大型キーボード) 2 ジョイスティック(マウスが使えない者のための操作棒) 視覚障害者 1 視覚障害者用ワープロアプリケーションソフト(入力文字を音声化するソフト) 2 画面拡大ソフト(強度の弱視者用に文字等を拡大するソフト) 3 画面音声化ソフト(画面の文字を音声化するソフト)	—	100,000
点字ディスプレイ	視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上の重複障害者で、必要と認められるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	6年	383,500
点字器	2級以上の視覚障害者(児)	点字を打つためのもので点字版及び定規からなるもの。点筆も附属品として含まれる	標準型 7年 携帯用 5年	標準型 A 10,712 標準型 B 6,798 携帯用 A 7,416 携帯用 B 1,699
点字タイプライター	2級以上の視覚障害者(児)で、就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれるもの	容易に使用し得るもの	5年	63,100
視覚障害者用 ポータブル レコーダー	2級以上の視覚障害者(児)(原則として学齢児以上の者)	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能であって、容易に使用し得るもの	6年	録音再生機 85,000 再生専用機 35,000

4. 情報・意思疎通支援用具				
種目	給付等の対象	性能	耐用年数	限度額(円)
視覚障害者用 活字文書読上 げ装置	2級以上の視覚障害者(児) (原則として学齢児以上の 者)	文字情報と同一紙面上に記載 された当該文字情報を暗号化 した情報を読み取り、音声信号 に変換して出力する機能を有 し、容易に使用し得るもの	6年	99,800
視覚障害者用 拡大読書器	視覚障害者(児)で、本装置 により文字等を読むことが 可能になるもの 原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの (印刷物等)の上に置くことで、 簡単に拡大された画像や文字 等をモニターに映し出せるもの	8年	198,000
盲人用時計	2級以上の視覚障害者 音声時計は、手指の触覚に 障害がある等のため、原則、 触読式時計の使用が困難な 者	容易に使用し得るもの	10年	触読式 10,300 音声式 13,300
聴覚障害者用 通信装置	聴覚障害者(児)又は発声・ 発語に著しい障害を有する 者(児童)であって、コミュニ ケーション、緊急連絡等の手 段として必要と認められる もの(原則として学齢児以上 の者で、電話(難視聴用電話 を含む。)によるコミュニケー ション等が困難な障害者の みの世帯及びこれに準ずる 世帯に限る。)	一般の電話機に接続ができ、 音声の代わりに文字等により 通信が可能な機器であって、容 易に使用し得るもの	5年	71,000
文字放送 ラジオ	聴覚障害者であって、文字 による情報を必要とする者	FM 文字多重放送の受信が可 能なもの	5年	23,000
聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障害者(児)であって、 本装置によりテレビの視聴 が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚 障害者(児)用番組並びにテレ ビ番組に字幕及び手話通訳の 映像を合成したものを画像に 出力する機能を有し、かつ、災 害時の聴覚障害者(児)向け緊 急信号を受信でき、容易に使 用し得るもの	6年	88,900
人工喉頭 (笛式・電動式)	喉頭摘出による音声・言語 機能障害3級以上の障害者 (児)	笛式 呼気によりゴム等の膜を 振動させ、ビニール等の管を通 じて音源を口腔内に導き構音 化するもの 電動式 顎下部等にあてた電 動版を振動させ、経皮的に音 源を口腔内に導き構音化する もの	笛式 4年 電動式 5年	笛式 5,150 電動式 72,203

10. 資料（別表3：日常生活用具一覧表）

4. 情報・意思疎通支援用具				
種目	給付等の対象	性能	耐用年数	限度額(円)
人工喉頭 (埋込型用人工鼻)	喉頭摘出者であって、常時埋込型の人工喉頭を使用する者	障害者が容易に使用し得るもの	—	23,760
視覚障害者用 ワードプロセッサ (共同利用)	視覚障害者(児) (原則として学齢児以上の者)	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	—	1,030,000
点字図書	情報の入手を主に点字によっている視覚障害者(児)	点字により作成された図書	—	点字図書価格

5. 排泄管理支援用具				
種目	給付等の対象	性能	耐用年数	限度額(円)
ストマ装具 (ストマ用品、洗腸用具、ケア用品等)	ストマ造設者(者・児)	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋(蓄尿袋は、尿処理用のキャップ付き)とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製。洗腸用具、皮膚保護剤、袋を体に密着させるものなどのケア用品を含む。	—	蓄便袋 8,858 蓄尿袋 11,639
紙おむつ等 (紙おむつ、サラシ、ガーゼ等衛生用品)	ストマの変形等によりストマ装具を装着することができない者(児) 二分脊椎による排尿機能障害又は排便機能障害者(児) 2級以上の脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者(児) (原則として3歳以上のもの)	紙おむつ、サラシ、ガーゼ、洗腸装具	—	おむつ等 12,000
収尿器	高度の排尿機能障害者	男性用 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を付けるもの(ラテックス製又はゴム製)	—	男性用 ・普通型 7,931 ・簡易型 5,871
		女性用 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの又はポリエチレン製の採尿袋(導尿ゴム管付)	—	女性用 ・普通型 8,755 ・簡易型 6,077

10. 資料（別表3：日常生活用具一覧表）

6. 住宅改修費				
種目	給付等の対象	性能	耐用年数	限度額(円)
居宅生活動作 補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する3級以上の障害者（児） 特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者	移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—	200,000

別表4 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具一覧表

種目	対象者	性能等	耐用年数	基準額(円)
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる）	8年	4,900
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	21,560
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	166,320
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	169,400
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	8年	66,000
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	8年	99,000
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	73,700
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	16,500

10.資料（別表4：小児慢性特定疾病児童等日常生活用具一覧表）

種目	対象者	性能等	耐用年数	基準額(円)
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	5年	77,440
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	13,380
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	62,040
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	1年	22,000
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者。	紫外線をカットできるもの	1か月	3,465
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	39,600
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	173,250
ストーマ装具（消化器系）	人工肛門を造設した者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	1か月	9,460
ストーマ装具（尿路系）	人工膀胱を造設した者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	1か月	12,430
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	1か月	10,725

10.資料（別表4：小児慢性特定疾病児童等日常生活用具一覧表）

種目	対象者	性能等	耐用年数	基準額(円)
チューブ型包帯	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある者	外力から皮膚を保護できるもの。	1か月	14,208円

令和7年4月1日
から適用

障害者総合支援法の対象 となる難病が追加されます

- ・ LMNB1関連大脳白質脳症
- ・ P U R A 関連神経発達異常症
- ・ 極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症
- ・ 乳児発症STING 関連血管炎
- ・ 原発性肝外門脈閉塞症
- ・ 出血性線溶異常症
- ・ ロウ症候群

障害福祉サービス等の対象となる難病が、369疾病から376疾病へと見直しが行われます。対象となる方は、障害者手帳※をお持ちでなくても、必要と認められた支援が受けられます。

※ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

対象疾病※の一覧は厚生労働省のホームページでご確認いただけます。



※ 一覧には代表的な疾病名が記載されており、内含する疾病名までは記載されておられません。各疾病の詳細については、難病情報センターのホームページ (<https://www.nanbyou.or.jp/>) 等を参照ください。また、罹患している疾病が障害福祉サービス等の対象となる疾病かどうか等の詳細については、お住まいの市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

手続き

◆対象疾病に罹患していることがわかる証明書※（診断書など）を持参し、お住まいの市区町村の担当窓口にてサービスの利用を申請してください。

※ 難病法に基づき指定難病の方に発行される「登録者証」をお持ちでない方でも、障害者総合支援法の独自の対象疾病の方は障害福祉サービスの利用が可能です。

◆障害支援区分の認定や支給決定などの手続き後、必要と認められたサービスを利用できます。（訓練系・就労系サービス等は障害支援区分の認定を受ける必要はありません）

◆詳しいサービスの内容や手続き方法については、お住まいの市区町村の担当窓口にお問い合わせください。



厚生労働省

こどもまんなか
こども家庭庁

令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（376疾病）

※ 新たに対象となる疾病（7疾病）

△ 表記が変更された疾病（2疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	51	潰瘍性大腸炎
2	アイザックス症候群	52	下垂体前葉機能低下症
3	I g A腎症	53	家族性地中海熱
4	I g G 4 関連疾患	54	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)
5	亜急性硬化性全脳炎	55	家族性良性慢性天疱瘡
6	アジソン病	56	カナバン病
7	アッシャー症候群	57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
8	アトピー性脊髄炎	58	歌舞伎症候群
9	アペール症候群	59	ガラクトース-1-リン酸ウリシルトランスフェラーゼ欠損症
10	アミロイドーシス	60	カルニチン回路異常症
11	アラジール症候群	61	加齢黄斑変性 ○
12	アルポート症候群	62	肝型糖原病
13	アレキサンダー病	63	間質性膀胱炎（ハンナ型）
14	アンジェルマン症候群	64	環状20番染色体症候群
15	アントレー・ピクスラー症候群	65	関節リウマチ
16	イソ吉草酸血症	66	完全大血管転位症
17	一次性ネフローゼ症候群	67	眼皮膚白皮症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	68	偽性副甲状腺機能低下症
19	1 p 36欠失症候群	69	ギャロウェイ・モワト症候群
20	遺伝性自己炎症疾患	70	急性壊死性脳症 ○
21	遺伝性ジストニア	71	急性網膜壊死 ○
22	遺伝性周期性四肢麻痺	72	球脊髄性筋萎縮症
23	遺伝性膀胱炎	73	急速進行性糸球体腎炎
24	遺伝性鉄芽球性貧血	74	強直性脊椎炎
25	ウィーバー症候群	75	巨細胞性動脈炎
26	ウィリアムズ症候群	76	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
27	ウィルソン病	77	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
28	ウエスト症候群	78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
29	ウェルナー症候群	79	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
30	ウォルフラム症候群	80	筋萎縮性側索硬化症
31	ウルリッヒ病	81	筋型糖原病
32	HTRA1関連脳小血管病	82	筋ジストロフィー
33	HTLV-1 関連脊髄症	83	クッシング病
34	A T R - X 症候群	84	クリオピリン関連周期熱症候群
35	A D H 分泌異常症	85	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
36	エーラス・ダンロス症候群	86	クルーゾン症候群
37	エプスタイン症候群	87	グルコーストランスポーター 1 欠損症
38	エプスタイン病	88	グルタル酸血症1型
39	エマヌエル症候群	89	グルタル酸血症2型
40	MECP2重複症候群	90	クロウ・深瀬症候群
41	LMNB1関連大脳白質脳症 ※	91	クローン病
42	遠位型ミオパチー	92	クロンカイト・カナダ症候群
43	円錐角膜 ○	93	痙攣重積型（二相性）急性脳症
44	黄色靂帯骨化症	94	結節性硬化症
45	黄斑ジストロフィー	95	結節性多発動脈炎
46	大田原症候群	96	血栓性血小板減少性紫斑病
47	オクシピタル・ホーン症候群	97	限局性皮質異形成
48	オスラー病	98	原発性肝外門脈閉塞症 ※
49	カーニー複合	99	原発性局所多汗症 ○
50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	100	原発性硬化性胆管炎

令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（376疾病）

※ 新たに対象となる疾病（7疾病）

△ 表記が変更された疾病（2疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
101	原発性高脂血症	151	紫斑病性腎炎
102	原発性側索硬化症	152	脂肪萎縮症
103	原発性胆汁性胆管炎	153	若年性特発性関節炎
104	原発性免疫不全症候群	154	若年性肺気腫
105	顕微鏡的大腸炎 ○	155	シャルコー・マリー・トゥース病
106	顕微鏡的多発血管炎	156	重症筋無力症
107	高IgD症候群	157	修正大血管転位症
108	好酸球性消化管疾患	158	出血性線溶異常症 ※
109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	159	ジュベール症候群関連疾患
110	好酸球性副鼻腔炎	160	シュワルツ・ヤンベル症候群
111	抗糸球体基底膜腎炎	161	神経細胞移動異常症
112	後縦靭帯骨化症	162	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
113	甲状腺ホルモン不応症	163	神経線維腫症
114	拘束型心筋症	164	神経有棘赤血球症
115	高チロシン血症1型	165	進行性核上性麻痺
116	高チロシン血症2型	166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
117	高チロシン血症3型	167	進行性骨化性線維異形成症
118	後天性赤芽球癆	168	進行性多巣性白質脳症
119	広範脊柱管狭窄症	169	進行性白質脳症
120	膠様滴状角膜ジストロフィー	170	進行性ミオクローヌスてんかん
121	抗リン脂質抗体症候群	171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
122	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症 ※	172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
123	コケイン症候群	173	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びびまん性脳症 △
124	コステロ症候群	174	スタージ・ウェーバー症候群
125	骨形成不全症	175	スティーヴンス・ジョンソン症候群
126	骨髄異形成症候群 ○	176	スミス・マギニス症候群
127	骨髄線維症 ○	177	スモン ○
128	ゴナドトロピン分泌亢進症	178	脆弱X症候群
129	5p欠失症候群	179	脆弱X症候群関連疾患
130	コフィン・シリス症候群	180	成人発症スチル病
131	コフィン・ローリー症候群	181	成長ホルモン分泌亢進症
132	混合性結合組織病	182	脊髄空洞症
133	鯉耳腎症候群	183	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
134	再生不良性貧血	184	脊髄髄膜瘤
135	サイトメガロウイルス角膜内皮炎 ○	185	脊髄性筋萎縮症
136	再発性多発軟骨炎	186	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症
137	左心低形成症候群	187	前眼部形成異常
138	サルコイドーシス	188	全身性エリテマトーデス
139	三尖弁閉鎖症	189	全身性強皮症
140	三頭酵素欠損症	190	先天異常症候群
141	CFC症候群	191	先天性横隔膜ヘルニア
142	シェーグレン症候群	192	先天性核上性球麻痺
143	色素性乾皮症	193	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
144	自己貪食空胞性ミオパチー	194	先天性魚鱗癬
145	自己免疫性肝炎	195	先天性筋無力症候群
146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
147	自己免疫性溶血性貧血	197	先天性三尖弁狭窄症
148	四肢形成不全 ○	198	先天性腎性尿崩症
149	シトステロール血症	199	先天性赤血球形成異常性貧血
150	シトリン欠損症	200	先天性僧帽弁狭窄症

令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（376疾病）

※ 新たに対象となる疾病（7疾病）

△ 表記が変更された疾病（2疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
201	先天性大脳白質形成不全症	251	特発性門脈圧亢進症
202	先天性肺静脈狭窄症	252	特発性両側性感音難聴
203	先天性風疹症候群 ○	253	突発性難聴 ○
204	先天性副腎低形成症	254	ドラベ症候群
205	先天性副腎皮質酵素欠損症	255	中條・西村症候群
206	先天性ミオパチー	256	那須・ハコラ病
207	先天性無痛無汗症	257	軟骨無形成症
208	先天性葉酸吸収不全	258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
209	前頭側頭葉変性症	259	22q11.2欠失症候群
210	線毛機能不全症候群（カルタゲナー（Kartagener）症候群を含む。）	260	乳児発症STING 関連血管炎 ※
211	早期ミオクローニー脳症	261	乳幼児肝巨大血管腫
212	総動脈幹遺残症	262	尿素サイクル異常症
213	総排泄腔遺残	263	ヌーナン症候群
214	総排泄腔外反症	264	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症
215	ソトス症候群	265	ネフロン癆
216	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	266	脳クレアチン欠乏症候群
217	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	267	脳腱黄色腫症
218	大脳皮質基底核変性症	268	脳内鉄沈着神経変性症
219	大理石骨病	269	脳表ヘモジデリン沈着症
220	ダウン症候群 ○	270	膿疱性乾癬
221	高安動脈炎	271	嚢胞性線維症
222	多系統萎縮症	272	パーキンソン病
223	タナトフォリック骨異形成症	273	バージャー病
224	多発血管炎性肉芽腫症	274	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
225	多発性硬化症／視神経脊髄炎	275	肺動脈性肺高血圧症
226	多発性軟骨性外骨腫症 ○	276	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
227	多発性嚢胞腎	277	肺胞低換気症候群
228	多脾症候群	278	ハッチンソン・ギルフォード症候群
229	タンジール病	279	バッド・キアリ症候群
230	単心室症	280	ハンチントン病
231	弾性線維性仮性黄色腫	281	汎発性特発性骨増殖症 ○
232	短腸症候群 ○	282	P C D H 19 関連症候群
233	胆道閉鎖症	283	P U R A 関連神経発達異常症 ※
234	遅発性内リンパ水腫	284	非ケトーシス型高グリシン血症
235	チャージ症候群	285	肥厚性皮膚骨膜炎
236	中隔視神経形成異常症/トモルシア症候群	286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
237	中毒性表皮壊死症	287	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
238	腸管神経節細胞僅少症	288	肥大型心筋症
239	TRPV 4 異常症	289	左肺動脈右肺動脈起始症
240	TSH分泌亢進症	290	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
241	TNF受容体関連周期性症候群	291	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
242	低木スファターゼ症	292	ピッカースタッフ脳幹脳炎
243	天疱瘡	293	非典型溶血性尿毒症症候群
244	特発性拡張型心筋症	294	非特異性多発性小腸潰瘍症
245	特発性間質性肺炎	295	皮膚筋炎／多発性筋炎
246	特発性基底核石灰化症	296	びまん性汎細気管支炎 ○
247	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	297	肥満低換気症候群 ○
248	特発性後天性全身性無汗症	298	表皮水疱症
249	特発性大腿骨頭壊死症	299	ヒルシュスブルング病（全結腸型又は小腸型）
250	特発性多中心性キャスルマン病	300	VATER症候群

令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（376疾病）

※ 新たに対象となる疾病（7疾病）

△ 表記が変更された疾病（2疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
301	ファイファー症候群	351	もやもや病
302	ファロー四徴症	352	モワット・ウイルソン症候群
303	ファンコニ貧血	353	薬剤性過敏症候群 ○
304	封入体筋炎	354	ヤング・シンブソン症候群
305	フェニルケトン尿症	355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
306	フォンタン術後症候群 ○	356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
307	複合カルボキシラーゼ欠損症	357	4p欠失症候群
308	副甲状腺機能低下症	358	ライソゾーム病
309	副腎白質ジストロフィー	359	ラスムッセン脳炎
310	副腎皮質刺激ホルモン不応症	360	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
311	ブラウ症候群	361	ランドウ・クレフナー症候群
312	ブラダー・ウィリ症候群	362	リジン尿性蛋白不耐症
313	プリオン病	363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
314	プロピオン酸血症	364	両大血管右室起始症
315	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）	365	リンパ管腫症/ゴーラム病
316	閉塞性細気管支炎	366	リンパ脈管筋腫症
317	β-ケトチオラーゼ欠損症	367	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
318	ベーチェット病	368	ルビシユタイン・テイビ症候群
319	ベスレムミオパチー	369	レーベル遺伝性視神経症
320	ヘパリン起因性血小板減少症 ○	370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
321	ヘモクロマトーシス ○	371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
322	ベリー病	372	レット症候群
323	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○	373	レノックス・ガストー症候群
324	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	374	ロウ症候群 ※
325	片側巨脳症	375	ロスムンド・トムソン症候群
326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	376	肋骨異常を伴う先天性側弯症
327	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症		
328	発作性夜間ヘモグロビン尿症		
329	ホモシスチン尿症		
330	ポルフィリン症		
331	マリネスコ・シェーグレン症候群		
332	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群		
333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー		
334	慢性血栓塞栓性肺高血圧症		
335	慢性再発性多発性骨髄炎		
336	慢性膵炎 ○		
337	慢性特発性偽性腸閉塞症		
338	ミオクロニー欠神てんかん		
339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん		
340	ミトコンドリア病		
341	無虹彩症		
342	無脾症候群		
343	無βリボタンパク血症		
344	メーブルシロップ尿症		
345	メチルグルタコン酸尿症		
346	メチルマロン酸血症		
347	メビウス症候群		
348	免疫性血小板減少症 △		
349	メンケス病		
350	網膜色素変性症		

(※) 一覧には代表的な疾病名が記載されており、内含する疾病名までは記載されていません。

各疾病の詳細については、難病情報センターのホームページ (<https://www.nanbyou.or.jp/>) 等を参照ください。

経過的に対象となっている疾病

- 下表の疾病については、障害者総合支援法の対象外となりましたが、対象外となる前日までにすでに障害福祉サービス等※の支給決定等を受けたことがある方は、引き続き利用可能です。

※障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業
(障害児の場合は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む)

① 平成27年1月1日以降に対象外になった疾病

疾病名
劇症肝炎
重症急性膵炎

② 平成27年7月1日以降に対象外になった疾病

疾病名	疾病名
肝外門脈閉塞症	視神経症
肝内結石症	神経性過食症
偽性低アルドステロン症	神経性食欲不振症
ギラン・バレ症候群	先天性QT延長症候群
グルココルチコイド抵抗症	TSH受容体異常症
原発性アルドステロン症	特発性血栓症
硬化性萎縮性苔癬	フィッシャー症候群
好酸球性筋膜炎	メニエール病

③ 令和元年7月1日以降に対象外になった疾病

疾病名
正常圧水頭症

指定難病と障害者総合支援法対象疾病の疾病名の相違

- 難病法に基づく指定難病は、障害者総合支援法の対象疾病に全て含まれておりますが、下表の疾病については、障害者総合支援法の対象疾病は指定難病よりも範囲が広がっているためご注意ください。

障害者総合支援法の対象疾病	難病法の指定難病
アミロイドーシス	全身性アミロイドーシス
ADH分泌異常症	下垂体性ADH分泌異常症
関節リウマチ	悪性関節リウマチ
原発性高脂血症	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）
	原発性高カイロミクロン血症
抗リン脂質抗体症候群	原発性抗リン脂質抗体症候群
ゴナドトロピン分泌亢進症	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
若年性肺気腫	$\alpha 1$ - アンチトリプシン欠乏症
成長ホルモン分泌亢進症	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
TSH分泌亢進症	下垂体性TSH分泌亢進症
特発性両側性感音難聴	若年発症型両側性感音難聴
膿疱性乾癬	膿疱性乾癬（汎発型）
PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）	下垂体性PRL分泌亢進症

疾病名の表記を変更したもの（新旧対照表）

① 平成27年1月1日に表記を変更した疾病

【旧】 平成26年12月31日までの疾病名	【新】 平成27年1月1日以降の疾病名
アミロイド症	アミロイドーシス
アレルギー性肉芽腫性血管炎	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
ウェグナー肉芽腫症	多発血管炎性肉芽腫症
ADH不適合分泌症候群	ADH分泌異常症
中枢性尿崩症	
結節性動脈周囲炎	結節性多発動脈炎
	顕微鏡的多発血管炎
高プロラクチン血症	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）
ゴナドトロピン分泌過剰症	ゴナドトロピン分泌亢進症
脊髄小脳変性症	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
先端巨大症	成長ホルモン分泌亢進症
側頭動脈炎	巨細胞性動脈炎
大動脈炎症候群	高安動脈炎
多巣性運動ニューロパチー	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
慢性炎症性脱髄性多発神経炎	
多発筋炎	皮膚筋炎／多発性筋炎
皮膚筋炎	
多発性硬化症	多発性硬化症／視神経脊髄炎
TSH産生下垂体腺腫	TSH分泌亢進症
特発性大腿骨頭壊死	特発性大腿骨頭壊死症
有棘赤血球舞蹈病	神経有棘赤血球症
リソソーム病	ライソゾーム病
リンパ管筋腫症	リンパ脈管筋腫症
レフェトフ症候群	甲状腺ホルモン不応症

疾病名の表記を変更したもの（新旧対照表）

② 平成27年7月1日に表記を変更した疾病

【旧】 平成27年6月30日までの疾病名	【新】 平成27年7月1日以降の疾病名
難治性ネフローゼ症候群	一次性ネフローゼ症候群
加齢性黄斑変性症	加齢黄斑変性
進行性骨化性線維形成異常症	進行性骨化性線維異形成症
先天性魚鱗癬様紅皮症	先天性魚鱗癬
ビタミンD依存症二型	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
ペルオキシソーム病	副腎白質ジストロフィー
	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）

③ 平成29年4月1日に表記を変更した疾病

【旧】 平成29年3月31日までの疾病名	【新】 平成29年4月1日以降の疾病名
原発性胆汁性肝硬変	原発性胆汁性胆管炎
自己免疫性出血病ⅩⅢ	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症

④ 平成30年4月1日に表記を変更した疾病

【旧】 平成30年3月31日までの疾病名	【新】 平成30年4月1日以降の疾病名
有馬症候群	ジュベール症候群関連疾患
全身型若年性特発性関節炎	若年性特発性関節炎
先天性気管狭窄症	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症

⑤ 令和元年7月1日に表記を変更した疾病

【旧】 令和元年6月30日までの疾病名	【新】 令和元年7月1日以降の疾病名
強皮症	全身性强皮症

⑥ 令和6年4月1日に表記を変更した疾病

【旧】 令和6年3月31日までの疾病名	【新】 令和6年4月1日以降の疾病名
神経フェリチン症	脳内鉄沈着神経変性症
成人スチル病	成人発症スチル病
禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	HTRA1関連脳小血管病
ペリー症候群	ペリー病
マルファン症候群	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群

疾病名の表記を変更したもの（新旧対照表）

⑦ 令和7年4月1日に表記を変更した疾病

【旧】 令和7年3月31日までの疾病名	【新】 令和7年4月1日以降の疾病名
徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症
特発性血小板減少性紫斑病	免疫性血小板減少症